

# 特別栽培農産物の 認証制度のご案内



石川県では、環境に優しい生産方法による安全・安心な農産物の生産を推進しています。平成29年度から農薬や化学肥料を通常の5割以上減らして栽培された「特別栽培農産物」の認証を行っています。

※エコ農産物(農薬・化学肥料3割以上低減)の認定も行っています。

認証のメリット 県認証マークにより販売先へ広くアピールできます

## 石川県特別栽培農産物認証制度のポイント...

### 認証評価委員会

認証された農産物について、消費・流通関係者等の外部有識者で構成される認証評価委員会において報告し、これを評価します

### NPO法人いしかわ農林水産サポートネットによる現地確認

栽培期間中に行う現地確認はNPO法人いしかわ農林水産サポートネットが県と連携して実施します

### GAPの取組

石川県が推進するGAP (Good Agricultural Practice: 農業生産工程管理) に取り組むことで農産物の安全性の確保に努めます

## 特別栽培農産物の認証を受けるには...

### 1 申請者

- ① 石川県内の生産者、法人、生産者が組織する団体
- ② 栽培責任者及び確認責任者の設置が必要です

※ 精米の認証の場合は、精米責任者及び精米確認者を設置します

### 2 対象農産物

- ① 普通作物 水稲、加工用米、飼料用米、大麦、大豆、小豆、そば等
- ② 野菜 すいか、トマト、きゅうり、だいこん、サツマイモ、やまのいも、ねぎ、すいぜんじな等
- ③ 果樹 日本なし、りんご、ぶどう等

※ 県が農薬・化学肥料の使用の慣行基準を定めた品目であれば認証を受けられます

### 3 栽培方法 (農薬等の使用)

県が定める「化学肥料及び化学合成農薬の使用の慣行レベル」から50%以上減らして栽培

◆ 慣行基準は県のHPで公表しています

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/nousan/eco/kankolevel.html>

### 4 認証基準

- ① 農林水産省が定める「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づく、生産、出荷管理、及び表示等が行われていること
- ② 石川県版GAPに取り組んでいること

書類審査及び現地確認を受け、基準を満たしていれば、認証農産物として「特別栽培農産物認証マーク」を付けて販売することができます



## 認証までの流れ



## 申請受付・認証時期

※農産物は一例です。栽培開始前に申請書を提出してください。

第1回申請 2～4月(水稲、大豆、夏野菜、果樹等) → 7月～8月認証

第3回申請 8～10月(麦等) → 1月認証

第2回申請 5～7月(そば、夏野菜等) → 10月認証

第4回申請 11～1月(春野菜等) → 4月認証

## Q & A...

### Q エコ農業者認定との違いについて教えてください。

A エコ農業者は、「持続農業法」に基づき、土づくり及び農薬・化学肥料の使用を通常の3割以上低減する栽培を一体的に行う“農業者”を認定する制度で、エコ農産物マークの使用は別途申請が必要になります。本制度は、特別栽培“農産物”を認証する制度であり、認証により農産物にマークを貼って販売することができます。なお、エコ農業者でなくても、特別栽培農産物の認証申請を行うことができます。

### Q 精米業者や小分け業者等販売業者はマークを使用できますか。

A 玄米をとう精して販売する場合は、申請時に、精米責任者及び精米確認者を設置することで、マークを表示することができます。販売業者等が小分けした袋にマークを貼って販売する場合は、認証農産物以外の農産物及び精米の混入や、化学薬剤等による処理が行われないように注意下さい。

### Q 現地確認はどのように行われますか。

A 栽培開始以降、NPO法人いしかわ農林水産サポートネット及び農林総合事務所が、確認責任者が行う栽培管理等の確認について、適正になされているかを点検します。

### Q 認証の有効期間はどれくらいですか。

A 有効期間は認証農産物の販売が終了するまでです。エコ農業者と違い、毎年申請が必要になります。

### Q 1年間に複数回の作付けを行う場合は毎回申請を行うのですか。

A 1年間分をまとめて申請できます。ただし、初回の作付けを開始する前に年間の栽培計画がわかるように計画書を作成ください。

### ●申請・相談窓口

南加賀農林総合事務所 小松市園町ハ108-1  
石川農林総合事務所 白山市馬場2-113  
県央農林総合事務所 金沢市直江南2-1  
中能登農林総合事務所 七尾市小島町二部33  
奥能登農林総合事務所 輪島市三井町洲衛10-11-1

### 申請受付(企画調整室)

TEL 0761-23-1707  
TEL 076-276-0528  
TEL 076-239-1750  
TEL 0767-52-2583  
TEL 0768-26-2320

### 相談窓口(農業振興部)

TEL 0761-23-1703  
TEL 076-276-0371  
TEL 076-239-1751  
TEL 0767-52-5522  
TEL 0768-26-2323

### ●お問い合わせ先

## 石川県農林水産部生産流通課

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 TEL 076(225)1622 FAX 076(225)1624